

福祉機器

助成申請しやすく

100人超の事業所も対象に

移乗用リフトなどの
福祉機器を導入する際
に多くの社会福祉法人
が活用してきた厚生労
働省の助成金「介護福
祉機器等助成」が申請
しやすくなつた。10
0人未満の事業所しか

申請でないと扱う理
由がなくなつたため。
同助成は、介護労働
者の負担軽減を図る方
成金の助成事業の一
つとして廃止された。
改められた。甲種
整備等モニアル助成金」
として実現化。数回の
名称・制度変更を経
て、2013年度から
の事業所は申請できな
いが、リフトを導入
した「介護労働者設備
中小企業を対象とした助
成金になつたため、職
業安定課は申請の上限
額（既常勤、派遣含
む）が100人以上に

フル、特殊浴槽、スト
レッチャー、自動排泄
処理機、車いす用車椅子
の7種類になった。
なお、扶養給付（導入
費用の2分の1以上限
300万円）や、導入
・運用計画を都道府県
労働省へ提出し、導入
シートによれば、
所管は職業安定課に交
わらないが、助成金の
名称を「職業安定支援
助成金（個別企業助成
コース）」に統一。1
00人以上の事業所も

助成金をめぐる申請
を拡大した。
また、助成対象機器
にエアーマッシュを追
加。これによる対象機
器は移動・昇降用リフ
ト、自動車用車いすリ
フト、特殊浴槽、スト
レッチャー、自動排泄
処理機、車いす用車椅子
の7種類になった。
なお、扶養給付（導入
費用の2分の1以上限
300万円）や、導入
・運用計画を都道府県
労働省へ提出し、導入
シートによれば、
所管は職業安定課に交
わらないが、助成金の
名称を「職業安定支援
助成金（個別企業助成
コース）」に統一。1
00人以上の事業所も

所管は職業安定課に交
わらないが、助成金の
名称を「職業安定支援
助成金（個別企業助成
コース）」に統一。1
00人以上の事業所も

所管は職業安定課に交
わらないが、助成金の
名称を「職業安定支援
助成金（個別企業助成
コース）」に統一。1
00人以上の事業所も